

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	障害福祉業務台帳（保健福祉総合システム）
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課
個人情報ファイルの利用目的	障害福祉業務に係る情報をシステム入力・登録し、申請書等の発行や対象者の状況確認・管理を行うため
個人情報の記録項目	1：氏名、2：住所情報、3：生年月日、4：年齢、5：性別、6：住民コード、7：障害者手帳情報、8 保護者情報、9：医療保険情報、10：生活保護受給状況、11：障害情報、12：医療機関情報、13：手当受給情報、14：心身障害者扶養共済加入者情報、15：年金受給情報、16：年金管理者情報、17：電話番号、18：ファックス番号、19：世帯構成員情報
記録される個人の範囲	障害者手帳（身体・療育・精神保健福祉）・自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）・特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者扶養共済制度の申請を行った者
記録情報の収集方法	本人等からの申請・聞き取り
要配慮個人情報の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 総務課 総務係 （所在地）加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考	

「法」・・・個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のこと。